

令和 4 年 第 6 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 4 年 6 月 2 3 日	午 後 1 時 3 0 分	開 会
		午 後 2 時 2 8 分	閉 会
場 所	魚 沼 市 役 所 本 庁 舎 3 0 4 会 議 室	書 記	井 口 啓 一
委 員 定 数	5 名 (出 席 者 5 名 欠 席 者 0 名)		
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一	教 育 長 職 務 代 理 者	星 麻 衣
	委 員 浅 井 誠 哉	委 員	八 木 由 美 子
	委 員 桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明	学 校 教 育 課 長	森 山 丈 順
	管 理 指 導 主 事 島 田 昌 幸	管 理 指 導 主 事	角 谷 文 昭
	教 育 セ ン タ ー 次 長 須 佐 光 行	保 育 園 幼 稚 園 係 長	瀬 下 彩 子
	庶 務 係 長 井 口 啓 一	児 童 福 祉 係 長	小 西 政 勝

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和4年第6回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により

八木由美子 委員にお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(資料3～4ページ、教育長諸報告により5月18日から6月23日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告第13号 臨時代理報告

魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について

(教 育 長) 日程第3、報告第13号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(学 校 教 育 課 長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市学校運営協議会委員の委嘱について(説明))

(教 育 長) 報告第13号について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第13号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第13号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告第14号 臨時代理報告

広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について

(教 育 長) 日程第4、報告第14号 臨時代理報告 広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について(説明))

(教 育 長) 報告第14号について、質疑はありませんか。

(委 員) 工事の期間はどのくらいですか。あと、児童玄関の上に苔が生えていますが、この様な所も工事対象となっていますか。

(学校教育課長) 苔の処理も行う予定です。高圧洗浄により行います。工事は本年度実施します。

(事務局長) 契約工事期間は、8か月となっています。

(委 員) 窓の改修工事は全部の窓が対象ですか。

(学校教育課長) 全ての窓を対象に考えております。

(委 員) 議題となる工事は金額で決まっているのですか。

(事務局長) 議会の議決が必要な工事契約が1億5千万円以上となります。従いまして、議会に提案する際には、教育委員会で審議いただくこととなります。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第14号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第14号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 報告第15号 臨時代理報告

魚沼市教育センター条例の一部改正について

(教 育 長) 日程第5、報告第15号 臨時代理報告 魚沼市教育センター条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

(教育センター次長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市教育センター条例の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告第15号について、質疑はありませんか。

(委 員) フラワールームも移転することになりますか。

(教育センター次長) フラワールームも一緒に移転することになります。送迎について、保護者の皆様から行っていただいておりますので、周知をしてご理解とご協力をお願いすることとなります。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第15号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第15号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 報告第16号 臨時代理報告

令和4年度一般会計補正予算(第2号)について

(教 育 長) 日程第6、報告第16号 臨時代理報告 令和4年度一般会計補正予算(第2号)について、事務局の説明を求めます。

(保育園幼稚園係長) 説明いたします。(資料により説明: 令和4年度一般会計補正予算(第2号)について(説明))

(教 育 長) 報告第16号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第16号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第16号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 報告第17号 臨時代理報告

魚沼市立すもんこども園評議員の委嘱について

(教 育 長) 日程第7、報告第17号 臨時代理報告 魚沼市立すもんこども園評議員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(保育園幼稚園係長) 説明いたします。(資料により説明: 魚沼市立すもんこども園評議員の委嘱について(説明))

(教 育 長) 報告第17号について、質疑はありませんか。

(委 員) こども園の評議員は、前からいたのではないですか。

(事 務 局 長) こども園の評議員につきましては、学校評議員と同様に委嘱をしておりましたが、学校がコミュニティ・スクールに移行したことにより、学校評議員設置要綱を廃止いたしました。これにより、学校とは別に単独の認定こども園評議員設置要綱を制定する必要が生じ、これに基づき、改めて、すもんこども園評議員を委嘱したので、今回ご報告させていただきました。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第17号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第17号は原案のとおり承認することとします。

日程第 8 報告事項

(市長部局要綱)

①魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の制定について

- (教 育 長) 日程第 8、報告事項①、魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (児 童 福 祉 係 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項①、魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (委 員) 支給事業が数多くありますが、これは新規のものですか。
- (児 童 福 祉 係 長) 令和 3 年度も同様な事業がありました。これは国の施策に基づき支給しているものですが、令和 3 年度で一旦区切りとし、令和 4 年度に新規事業として国が同じような施策を行うことになり、これに伴う支給事業実施要綱を制定したものとなります。
- (事 務 局 長) これにつきましては、前回の定例会で補正予算の報告をさせていただきましたが、その時は未だ要綱の制定がされていませんでした。今回その要綱が制定されましたので、ご報告させていただくものです。
- (児 童 福 祉 係 長) 児童扶養手当の受給者については6月28日に支給予定となっております。
- (委 員) これは年 1 回の支給ですか。
- (児 童 福 祉 係 長) はい。年 1 回の支給です。
- (委 員) 以前に聞いた、一人当たり 10 万円を支給するという事業とは別のものですか。
- (児 童 福 祉 係 長) はい。今回の事業は低所得者を対象としており、非課税世帯並みの方で、対象者は少なくなります。
- (教 育 長) 国の施策に合わせ、その都度、要綱の制定がされるというこであります。
- (委 員) この支援特別給付金は、基本的に 3 回ともほとんど同じようなものなのでしょうか。
- (児 童 福 祉 係 長) 令和 2 年度は、もう少し少ない金額でしたが、昨年と今年は 5 万円となります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項を終了します。

(市長部局要綱)

②魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項②、魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (児 童 福 祉 係 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項②、魚沼市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項②を終了します。

(市長部局要綱)

③魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の廃止について

(教 育 長) 報告事項③、魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の廃止について、報告をお願いします。

(児童福祉係長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項③、魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の廃止について(説明))

(教 育 長) 報告事項③について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項③を終了します。

(教育長委任事務)

④魚沼市立認定こども園評議員設置要綱の制定について

(教 育 長) 報告事項④、魚沼市立認定こども園評議員設置要綱の制定について、報告をお願いします。

(保育園幼稚園係長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項④、魚沼市立認定こども園評議員設置要綱の制定について(説明))

(教 育 長) 報告事項④について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項④を終了します。

⑤共催依頼 及び⑥後援依頼について

(教 育 長) 報告事項⑤共催依頼 及び⑥後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、資料に基づき報告】

(学校教育課長) 共催依頼1件、後援依頼3件について報告

(事務局 長) 共催依頼1件、後援依頼7件について報告

(教 育 長) 報告事項⑤共催依頼 及び⑥後援依頼について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第9 その他

①その他

(教 育 長) 日程第9、その他、①その他

(教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。

(事務局) 関東甲信越静市町村教育委員会連合会から総会の書面決議の案内が来ておりますので、よろしく願いいたします。

②今後の会議日程

(教 育 長) 第7回定例会については、7月12日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。また、午前中は定例学校訪問がありますので、よろしく願いいたします。

(教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

(教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 2 8 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員